

午後 1 時 4 4 分 開会

【古木委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議長挨拶

日程第 1 議案第 3 5 号、大和市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

市側より説明

(質 疑 ・ 意 見)

【金原委員】 他自治体において第三者委員会の設置に至った事例はあるか。また、現行の体制での監査ではなぜ不十分だったのか、問題点はどこにあったのか。

【ほいく課長】 最近では、平塚市において、死亡事故が起きた際、事後検証委員会が設置されたことを確認したが、不適切保育に関する附属機関の設置は確認できていない。当該園について、現在は、市が監査を実施し、関係者への聞き取り等を行っているが、不適切保育の事実の有無を含め、明確な事実確認が難しい状態である。そこで、監査とは別に、徹底的な事実の究明のため、弁護士や学識経験者等、専門性を有する公正中立な立場の第三者による合議体が必要と判断し、附属機関として第三者委員会を設置することとした。

【金原委員】 現行の体制ではどのような部分が不十分だったので、第三者委員会を設置するに至ったのか。

【ほいく課長】 現在、市で実施している監査は法令に基づき、市職員が行うものであるが、今回の事案では、不適切保育の有無、実態の解明が難しい部分が出てきている。そのため、弁護士、学識経験者等、専門的知識を有する第三者により徹底的に審議いただきたいと考え、第三者委員会の設置を図るものである。

【金原委員】 構成委員である弁護士と学識経験者の間では、どのようにバランスを取りつつ調査するのか。

【ほいく課長】 今回は、弁護士 2 名、学識経験者 2 名、合計 4 名で運営したい。

【金原委員】 弁護士と学識経験者とで当然調べる内容に違いがあると思うが、そのバランス感、調査内容にはどのような立て分けがあるのか。

【ほいく課長】 具体的な業務の区分けはないが、県弁護士会より、委員として弁護士を 2 名選任するのであれば、学識経験者、主に福祉行政分野の者を 2 名選任するのがバランスとして好ましいとの助言をいただき、決定したものである。

【金原委員】 第三者委員会は、市長の附属機関として、新たに条例を設け、設置するものであるが、その必要性ありと判断するに至った理由を示されたい。また、条例で定めた設置機関とそれ以外の合議体とではどのような違いがあるのか。

【ほいく課長】 当初考えていた委託業務形式では、そもそも合議ができず、それぞれに調査を依頼し、取りまとめ役が調査結果を統合するものとなる。今回のように専門性を有する委員の合議体を形成することにより、より深く事実や背景まで考察し、より具体的な再発防止につなげることが期待で

きること、また、日弁連の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針でも、第三者委員会の趣旨を全うするために最も適した形態として、条例を根拠とする附属機関に位置づけることが望ましい旨、記載されているので、それらをもって設置の判断に至った。

【金原委員】 附属機関の委員構成には公平性や多様性の観点もあると思う。どのような点に配慮して設置したのか。

【ほいく課長】 弁護士は、県弁護士会に、本事案関係者との接点を持たない方という条件を付して委員の推薦を求めてまいりたい。学識経験者も、福祉行政分野の学部を持つ大学等から、弁護士同様、本事案関係者との接点を持たない方という条件を付して、第三者性にも配慮しながら、県弁護士会の助言も踏まえつつ、検討を進めてまいりたい。

【金原委員】 今回の第三者委員会の設置は、本市総合計画や子ども・子育て支援事業計画とどう整合性を図っているのか。

【ほいく課長】 本事案は不適切保育に関するもので、保育の質、子供の最善の利益の視点からも重要な位置づけとなるので、市総合計画、市子ども・子育て支援事業計画との整合性は図られるものと考えてる。

【金原委員】 第三者委員会の設置の意義を市内事業所にしっかり周知し、同様の事案が今後二度と発生しないよう進めてほしい。

【渡辺委員】 議会への報告はどのようなプロセスとなるのか。

【ほいく課長】 具体的には申し上げられないが、第三者委員会において策定される最終報告書に基づき報告するプロセスを検討している。

【北島委員】 設置目的である「特定地域型保育事業所又はそれに類する施設において、」とはどこまでを指し示しているのか。

【ほいく課長】 本件小規模保育事業所は地域型保育事業所に分類される。当該園は市の認可施設であり、基本的に市の認可施設である地域型保育事業所と考えているが、今後、事象が発生した場合、事態の重大性等に鑑み、これらの施設以外でも検討する可能性を考慮し「それに類する施設」と定めたものであって、具体的な範囲を限定するものではない。

【石田委員】 事案発生後、第三者委員会を設置するまでの間、様々に議論し、課題を共有してきたと思う。その議論の回数等、経緯を伺いたい。

【ほいく課長】 関係部内は当然のこと、副市長を含め、理事者等とも協議は重ねてきたが、具体的な回数を示した資料は持ち合わせていない。

【石田委員】 第三者委員会を立ち上げようと判断した要因は、不適切保育の実態が大々的に報じられたことにあると考えるが、どうか。

【ほいく課長】 契機の一つと考える。

【石田委員】 それ以外には何かないのか。

【ほいく課長】 契機の一つではあるが、今回の報道がなくとも、市による監査を進めつつ、実態の解明が難しいような場合は第三者委員会を設置する可能性はあったと考える。

【石田委員】 市はなぜ本事案が発生したと捉えているのか。何がまずかったのか、被害者は誰なのか、分かっているのか、教えてほしい。

【ほいく課長】 今回の事案について、確かに報道はなされたが、市は事態の真偽の確認を含め、立入り等は継続していた。その事実確認も含め、フラットに、ゼロベースで確認する作業となるので、原因の究明は今後の過程となる。11月15日に運営法人から出てきた報告書は運営法人側で作成し

たもので、その内容は、職員に聞き取りをしたところ、不適切保育を見聞きした者がいるとのことであり、法人において事実確認したものではない。市としては、その確認の実施状況報告、改善策も含め法人に指示したが、以降、運営法人側の対応を待つにとどまり、適切な進捗管理ができず、時間が経過してしまったことが反省点と考える。事象の事実確認、その有無を明確にすることができない中ではあるが、仮に事実であれば、被害者は、当該園に通園していた園児、保護者がそれに当たると考える。

【石田委員】 事実確認ができず、対応のまずさも調査中というより、被害の有無すら分かっておらず、起点となる問題が総括されていない。課題が十分につかめていなければ、具体的な解決策も出せない。そのような状況下で第三者委員会を立ち上げる意味が分からない。

【ほいく課長】 事実確認は市の監査においても確認中であるが、全容の確認までは難しい状況下にある。そのような中、弁護士、学識経験者というより高い専門性を有する方たちに、中立公正の立場から事実確認の調査審議をいただくことにより、原因究明、事実確認、再発防止につなげていきたいと考え、設置するものである。

【石田委員】 明らかな不手際であり、その課題は、報告書により聞かされていた調査内容をトップに上げず、抱え込んでしまったことではないか。具体的な対策は打ったのか。

【ほいく課長】 報告、連絡、相談が不適切だった点は、市長より徹底するよう指示が出されるとともに、それが速やかに行われるよう、ほいく課においても、保育所等に係る相談受付記録の項目等の見直し、受付後の管理方法、対応手順のチェックリスト化、職員の増員等をし、組織体制の強化に努めている。

【石田委員】 どのレベルで上長に報告しなければいけないかは、問題が起こる前から明確化されており、その線を越えているのは明らかなのに報告、連絡、相談がされていなかったのか。その線が曖昧で、どこで報告、連絡、相談したらよいか、判断がつかず、先延ばしとなっていたのか。どちらなのか。

【ほいく課長】 今回の事案は、当時のほいく課長は事態を承知していたが、部長等に報告が上がっていなかった。事務分掌規則上は原則課長の権限に収まるものであるが、事案の軽重により判断し、必要なものは適宜上位者に上げていくべきであった。法人から上がってきた報告書は重大な内容を含んでいたのも、本来であれば、部長に報告し、市全体として対策を検討していくべきものであった。

【石田委員】 事務分掌規則上は問題ないが、一方で、問題の軽重により判断するという非常に曖昧な状態だったと理解する。その線引きは明確になったのか。

【ほいく課長】 事案は多種多様であり、全てにおいて明確に線引きをするのは難しいので、判断に迷った場合、上司への速やかな報告を徹底することにより、上げていくべきものは全て上がることに繋がると考える。

【石田委員】 このような問題を考える際、私はいじめ問題を参考としている。いじめ問題は非常に分かりづらいが、だからといって、上げないでいると大変なことになるから、いじめ防止対策推進法をつくり、線引きを設けている。分かりづらいから、多種多様だからと逃げるのではなく、しっかりと線引きし、働いている皆さんに分かりやすくしていくことは大事なことと思う。その点について努力していく方向性はあるのか。

【ほいく課長】 客観的かつ誰が見ても判断できる指標を設定することが一番と考えるので、その可能性については検討したい。

【石田委員】 調査中で事実確認ができていないものに対し、何となく手を打っていくのではなく、

起きてしまった課題に対し、打つべき手を打つことが大事なので、変に内に抱え込まなくてもよいような組織づくりに努められたい。

【北島委員】 小規模保育事業所は委託契約をされている施設と思うが、その位置づけとして、調査に対し協力する旨の義務的要件を盛り込む予定はあるのか。

【ほいく課長】 認可保育所等、市と委託契約を結んでいる施設と理解して回答する。フルスペックのゼロ歳から5歳までの保育所は県認可施設なので、市の一存で要件を決められるものではない。県と調整しつつ、対応する必要がある。

【北島委員】 小規模保育事業所は、市から協力を要請すれば必ずそれに応じてもらえる体制にあるのか。

【ほいく課長】 監査は法令に基づくものなので、受入れ義務があるが、本件第三者委員会は条例で定める市の附属機関であって、施設に明確な協力義務を課すことはできないので、都度、必要性を説明し、協力を求めている。

【北島委員】 匿名通報であっても第三者委員会を立ち上げる旨、話を伺ったような気もするが、その点はどうか。

【ほいく課長】 匿名通報の場合、通報者本人の意向を重く捉え、その意向を確認しながら検討してまいりたい。

【北島委員】 明確な基準があるわけではなく、通報の都度、検討していくと理解してよいのか。

【ほいく課長】 通報があったこと自体、伏せてほしいのか、通報の事実は言ってもよいが、匿名にしてほしいのか等、レベルがいろいろあるので、それらを踏まえた都度の判断となる。

【北島委員】 ホームページないし、市民、保護者への報告は、名誉毀損を鑑み、個人情報等を伏せたものを公開するのか。

【ほいく課長】 監査報告は、事案内容、性質により、公表することができる基準が定められているが、市ではその基準を定めておらず、公表はしていない。一方で、今回の事案を契機に、監査、第三者委員会の結果は公表する必要があると考えている。また、それ以外の事案の公表、説明等の仕組みもこれから検討してまいりたい。

【渡辺委員】 議会への報告は、最終報告の前に中間報告等、中間時点で1回報告を受ける機会を設けることは可能か。

【ほいく課長】 答申前の公開は、その後の審議等に影響を与える場合も考えられるが、今後第三者委員会にて検討していくべき件と考える。

【金原委員】 委員会の調査結果に対し、市長には対応の義務があるのか。

【ほいく課長】 市長の諮問に対する答申なので、市長は答申を踏まえ、今後の市政に反映していくものと捉えている。

【金原委員】 第三者委員会の運用評価や見直しは今後どのように行うのか。

【ほいく課長】 現時点で今後の具体的な見直しに向けたプランはないが、実運用を図る中で課題となる点を整理し、今後につなげてまいりたい。

【金原委員】 市の監査をバージョンアップすることにより、第三者委員会を設置せずともある程度対応できるような組織体制にまで持っていくことは可能なのか。

【ほいく課長】 指摘事項は市も重要な観点と捉えている。単純に本事案の事実確認、再発防止につなげるのみならず、今回の調査審議の中で浮かび上がってきた共通的な課題、背景、解決策には、その他既存施設に当てはめることにより課題解決が図れるものも十分含まれると考えられるので、その

ようなものを報告書の中から拾い出せた場合には、当然市の監査に反映し、監査のレベルアップにつながってまいりたい。

【金原委員】 市の監査をバージョンアップし、第三者委員会をなくす方向性に持っていければ、予算の削減にもつながる。既存の組織体制を強化し、園児への被害や事故につながらないように努められたい。

【石田委員】 過去に市内で重大な保育事故もしくは不適切保育の問題が発生したことはあるのか。

【ほいく課長】 県認可施設ではあるが、2件の不適切保育の認定があった。

【石田委員】 あえて条例で仰々しく第三者委員会を設置する必要性が本当にあるのか。監査の結果が出て、専門的な知見の必要性が明確になってからの設置なら分かるが、市で調査中にもかかわらず、今回、あえて条例を設け、第三者委員会を設置するとの判断に至った要因は何なのか。

【ほいく課長】 現在、市で監査中であるが、不適切保育の有無も含め、明確な事実確認ができなくなっている状況を受け、市の監査とは別に、徹底的な事実の究明のために今回は第三者委員会の設置を諮るに至った。

【石田委員】 包括的な話は聞いているが、あえて条例を設けて第三者委員会を設置する考えは理解できない。

本事案を総括する上では、ほいく課の人員体制が大きな要因と考える。ほいく課職員か、教職員かというぐらい大変遅くまで残業している方が多くいる部署であるし、特に4月等の年度替わりは大変な時期だと思う。そういう余裕がない体制で発生した事案に対する総括なり反省点は、市として一切ないのか。

【政策総務課長】 今回の事案を受け、令和7年度は、保育指導係の職員を3名増員し、指導監査体制や不適切保育に対する体制整備を強化している。また、過去においても、待機児童対策等を含め、毎年職員を一、二名増員しており、令和5年度は、認定入所係を利用調整係、認定管理係に分離し4係体制とする等、きめ細かい対応ができるよう、人、組織の両面で対応してきた。

【石田委員】 職員を3名増員したことにより、非常に多くの職員が遅くまで残っている状況は解消されるのか。

【政策総務課長】 職員3名の増員は本年4月の措置であるが、これまでの事例として、ほいく課は全庁的にも時間外の多い部署であり、特に新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休園等に伴う対応もあった。人数の増や組織の効率化により、時間外は年々減ってきており、過去、平均40時間近くだった残業時間が現在は30時間を切り、令和6年度は27時間程度とかなり減っている。

【石田委員】 単発の対応ではなく、副次的な対応をしていることは確認が取れたので、大分見方が変わった。

【木村委員】 特別なことがない限り、令和7年度中には、第三者委員会による再発防止策も含め、明快な報告書が出されると認識してよいか。

【ほいく課長】 そのとおりである。

質疑終結

討論 なし

採決

賛成多数 原案可決

日程第2 議案第36号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第2号）（総務常任委員会所管関係）

（ 質 疑・意 見 ）

（歳 入） な し

（総括質疑）

【石田委員】 保育士の働き方に関しても課題意識を持って本事案に当たっているのか。

【ほいく課長】 民間保育所の保育士への質問と捉え、回答する。保育士不足は全国的な課題であり、施設においてその確保に苦慮されている点は聞き及んでいる。現状、保育士1人当たりにかかる労力が重いものとなっている点は認識している。

【石田委員】 全産業からしても保育士は、待遇、収入状況等、極めて厳しい状況下で働いている。そのような状況下での本事案の発生を課題の一つとしてしっかり捉え、解決策を考えていかなければいけないのではないかと。

質疑終結

討論 なし

採決

賛成多数 総務常任委員会所管関係原案可決

午後2時25分 閉会